

青梅市下水道事業の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 9 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公営企業法の規定にもとづき、青梅市下水道事業の設置およびその経営の基本等に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。)第 4 条の規定にもとづき、青梅市下水道事業(以下「下水道事業」という。)の設置およびその経営の基本等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第 2 条 都市の健全な発達および公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項および地方公営企業法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号)第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福

祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業のうち、公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道にかかる事業をいう。）の区域および計画人口は、同法第4条第1項の事業計画に定めるところによる。

3 下水道事業のうち、浄化槽事業（青梅市浄化槽の設置および管理に関する条例（平成26年条例第37号）第2条第1項第2号に規定する公設浄化槽にかかる事業をいう。）の区域は、同条例第3条の規定により定める整備区域とする。

（重要な資産の取得および処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものにかかるものに限る。）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の全部または一部を免除する場合には、議会の同意を得なければならない。

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第7条 法第40条第2項の規定により、下水道事業の業務に関する地方自治法第96条第1項第9号に規定する負担付きの寄付または贈与の受領、同項第12号に規定する審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停および仲裁ならびに同項第13号に規定する損害賠償の額の決定については、議会の議決を受けなければならない。ただし、当該和解のうちその目的の価格が100万円以下のものおよび当該損害賠償の額の決定のうちその額が100万円以下のものについては、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する和解または損害賠償の額の決定をしたときは、

青梅市長（以下「市長」という。）は、これを議会に報告しなければならない。

（会計事務の処理）

第8条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものにかかる権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納および支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

（業務の状況の公表）

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定にもとづき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成し、遅滞なく、これらを公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかつた場合においては、市長は、事故のやんだときから1月以内にこれを作成し、公表しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(青梅市特別会計条例の一部改正)

2 青梅市特別会計条例（昭和 3 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。